

埼玉県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

## 改正案

## 埼玉県青少年健全育成条例施行規則

## 第一条～第四条 (略)

(フィルタリングサービスを利用等しない正当な理由等)

第五条 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下、次号において「法」という。)第十五条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合においては、保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続業務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。
- 二 法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をする場合においては、保護者が当該青少年のインターネット接続業務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること又は保護者が当該特定携帯電話端末等のフィルタリング有効化措置を講ずるとともに適切な設定をすること。

2 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の氏名
- 三 保護者の電話番号

3 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める方法による申出は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子計算機等を使用し、規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を入力又は確認した後、筆跡が電磁的に記録される署名をする方法
- 二 規則で定める正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面を電磁的記録に変換し、電気通信による送信をする方法

## 現行

## 埼玉県青少年健全育成条例施行規則

## 第一条～第四条 (略)

(フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

第五条 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

- 一 当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。
- 二 当該青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかつており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。
- 三 保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続業務の利用状況を適切に把握する等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。

2 条例第二十一条の四第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の氏名
- 三 保護者の電話番号

(傍線の部分は、改正部分)

(契約の締結に当たつて交付する説明書の記載事項)

第六条 条例第二十一条の四第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報閲覧をする可能性があること。
  - 二 フィルタリングサービスの必要性及び内容並びにフィルタリング有効化措置の必要性及び内容。
  - 三 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出又はフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由が必要であること。
- 2 知事は、携帯電話インターネット事業者等に対し、前項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供するように努めるものとする。

(フィルタリングサービスを利用等しない旨の申出に係る書面等の保存)

第七条 条例第二十一条の四第五項に規定する規則で定める日は、当該契に係る青少年が十八歳に達する日とする。

2 条例第二十一条の四第五項第三号に規定する事項は、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由及び第五条第二項各号に掲げる事項とする。

3 条例第二十一条の四第五項第二号に規定する規則で定める記録媒体は、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。)とする。

## 第八条 削除

(契約の締結に当たつて説明すべき事項)

第六条 条例第二十一条の四第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 携帯電話インターネット接続業務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること。
  - 二 青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。
  - 三 保護者がフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由が必要であること。
- 2 知事は、携帯電話インターネット事業者等に対し、前項第一号及び第二号に掲げる事項に関する情報を提供するように努めるものとする。

(フィルタリングサービスを利用等しない旨の申出に係る書面等の保存)

第七条 条例第二十一条の四第三項に規定する規則で定める日は、当該契に係る青少年が十八歳に達する日とする。

2 条例第二十一条の四第三項に規定する事項は、条例第二十一条の四第一項に規定する正当な理由及び第五条第二項各号に掲げる事項とする。

3 条例第二十一条の四第三項に規定する規則で定める記録媒体は、電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)に係る記録媒体をいう。)とする。

(特定携帯電話端末等に係る契約の締結等に当たつて説明すべき事項)

第八条 条例第二十一条の四第四項に規定する規則で定める事項は、当該特定携帯電話端末等が閲覧制限措置を講ずることができものである場合に於ては次の各号に掲げる事項とし、当該特定携帯電話端末等が閲覧制限措置を講ずることができないものである場合に於ては第一号に掲げる事項とする。

- 一 当該特定携帯電話端末等に講ずることができる閲覧制限措置の有無
- 二 閲覧制限措置の必要性、効果及び利用方法

第九条～第十条 (監)

第1条第1号～第5号 (監)

第6条 9号 (第10条監送)  
第7条 (監)  
第8条 (監)

埼玉県青少年健全育成条例抜粋

(条例の解釈適用)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(立入調査)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- (1) 図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所
  - (2) 興行を行う場所
  - (3) 利用カード等の販売を営む場所
  - (4) 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所
  - (5) 第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所
  - (6) インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所
  - (7) 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場
  - (8) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第2条第1項第4号に規定する営業を除く。)を行う場所
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (罰則)
- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (4) 第26条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第九条～第十条 (監)

第1条第1号～第5号 (監)

第6条 9号 (第10条監送)  
第7条 (監)  
第8条 (監)

埼玉県青少年健全育成条例抜粋

(条例の解釈適用)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

(立入調査)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- (1) 図書等又はがん具等の販売又は貸付けを営む場所
  - (2) 興行を行う場所
  - (3) 利用カード等の販売を営む場所
  - (4) 質屋、古物商又は貸金業を行う者の営業所
  - (5) 第21条の2第1項各号に掲げる営業を行う場所
  - (6) インターネットを利用することができる端末装置を公衆の利用に供する場所
  - (7) 携帯電話インターネット事業者等の営業所、事務所その他の事業場
  - (8) テレビゲーム機、スロットマシンその他の遊技機を設置して客に遊技をさせる営業(風適法第2条第1項第4号に規定する営業を除く。)を行う場所
- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- (罰則)
- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (4) 第26条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者